

令和4年度政府調達に関する説明会

女性活躍の推進に向けた公共調達の活用

令和4年4月25日

内閣府 男女共同参画局

I 女性活躍の推進に向けた公共調達を活用 〔ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を加点評価する取組〕

1. 取組のねらい・概要

令和4年4月時点

- 女性の活躍を推進するため、その前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けて、女性活躍推進法第24条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、平成28年度から、国等の調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施

2. 取組の内容

- 取組の実施主体 国の機関及び独立行政法人等
 - 取組の対象となる調達 価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）の審査においてワーク・ライフ・バランスに関する評価項目を設定
 - 加点評価の対象となる企業（以下の認定企業等を「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）
 - ・ 女性活躍推進法に基づく認定企業等 { えるぼし認定、プラチナえるぼし認定、一般事業主行動計画策定企業（常時雇用する労働者100人以下）
 - ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 { くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定
 - ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業 { ユースエール認定
- ※ 上記の認定は、いずれの認定基準においても、ワーク・ライフ・バランスの取組に関するものとして、長時間労働の抑制に関する事項を設けている。
- ※ 地方公共団体は、国に準じた施策を実施するよう努めることとされている（女性活躍推進法第24条第2項）。



（総合評価落札方式）入札者に価格及び性能等をもって申込みをさせ、予定価格の制限の範囲内にある者のうち、あらかじめ定めた性能等に係る評価基準に従って評価し、その評価と入札の価格から、国にとって最も有利な者を落札者とする方式。

（企画競争方式）業者選定の公平性、透明性を図るため、複数の業者から企画書等を提出させるなどして、これらの内容や業務遂行能力が最も優れたものを選定する方式。

3. 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」（平成28年3月22日内閣府特命担当大臣（男女共同参画））に定める配点例（令和4年4月1日施行）

令和4年4月時点

評価項目例	認定等の区分※1		総配点に占める加点の割合 [単位：％] ※2			
			配点例① (12%の場合)	配点例② (10%の場合)	配点例③ (7%の場合)	配点例④ (5%の場合)
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)	プラチナえるぼし 	12	10	7	5
		えるぼし3段階目 	10	8	6	4
		えるぼし2段階目※3 	8	7	5	3
		えるぼし1段階目※3 	5	4	3	2
		行動計画策定 ※4	2	2	1	1
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定 (くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん 	12	10	7	5
		くるみん (令和4年4月1日以降の基準) 	8	7	5	3
		くるみん (平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) 	7	6	4	3
		トライくるみん 	6	5	4	3
		くるみん (平成29年3月31日までの基準) 	5	4	3	2
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定 (ユースエール認定企業) 	9	8	5	4	

※1 複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点
 ※2 具体的な配点については、契約の内容に応じ、各府省において配点の割合を含めそれぞれ設定
 ※3 労働時間等の働き方に係る基準を満たすことが必要。
 ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

Ⅱ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領に基づくワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認について

1. 根拠・目的

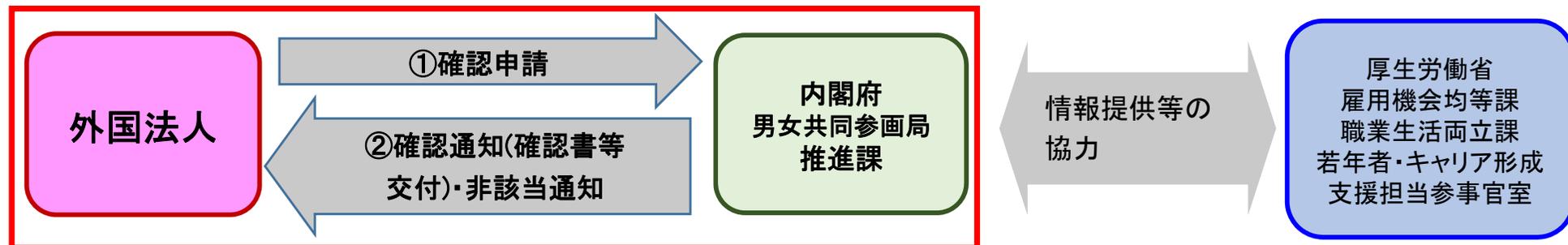
- 「WTOの政府調達に関する協定(以下「政府調達協定」という。)に係る調達に参加する外国企業については、関係法令に基づく認定の要件に相当する基準を満たしていることの確認をもって、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に準じて取り扱うものとする。」(「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(平成28年3月22日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)(抄))
- ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱(平成28年9月26日内閣府男女共同参画局長決定)に基づき、外国法人について認定制度の要件相当の基準を満たす確認を行うこととし、政府調達協定その他の国際約束の対象となる事業(以下「WTO対象事業」という。)において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価を行う際に、確認を受けた外国法人について、国内法人と同等の加点評価を行う。
⇒ WTO対象事業において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組が可能。

2. 確認の対象となる認定等

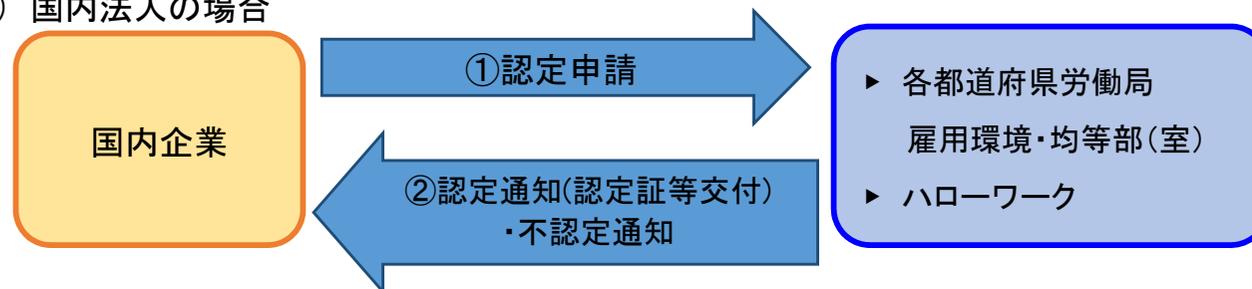
- (1) 女性活躍推進法に基づく認定
(えるぼし認定(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)・プラチナえるぼし認定)
- (2) 次世代法に基づく認定(くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定)
- (3) 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)
- (4) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)

3. 確認体制等

(1) 体制



(参考) 国内法人の場合



(2) 確認事務取扱の考え方

- ・ 外国法人の認定等相当の確認基準等は、各認定制度の基準等を準用。
- ・ 外国法人の本社所在国における制度等を勘案する必要がある場合、日本法人との均衡及び内外無差別の観点から、原則日本法人に適用されている要件の水準によるものとし、当該外国法人の状況を踏まえ、日本法人が満たすべき基準と同等の基準を満たしているものを確認。
(例: 法定労働時間が日本と異なる場合、総労働時間から日本の法定労働時間の相当を差し引いて算出。 等)
- ・ 対象外国法人の外国に所在する本社機能を有する事務所及び日本国内の事業所を対象。

(3) 開始時期

- ・ 平成28年10月1日から外国法人のワーク・ライフ・バランス等認定等相当確認事務を開始。

(4) その他

➤ 関係資料掲載ホームページ

http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/work/work-lifebalance.html

➤ 本件に関する問い合わせ先

内閣府男女共同参画局推進課 公共調達担当

TEL: 03-5253-2111(Ext.37533)

E-mail: g.josei.p6f@cao.go.jp